

日銀シス第20号
平成29年3月10日

オンライン取引先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、日本銀行金融ネットワークシステムの機能の見直しに伴い、
標記規程の一部を別紙のとおり改正し、平成29年3月21日から実施するこ
ととしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（当座勘定取引）」中一部改正

- 第1編 I. 10. を横線のとおり改める。

10. 当座貸越の返済の延滞発生時の取扱い

日本銀行は、業務終了時において、当座貸越取引先の当座貸越が返済されない場合には、日本銀行が特に認める場合を除き、当座貸越の返済に延滞が生じたものとして取扱います。

日本銀行は、返済が延滞した当座貸越の金額および別に定める利率にもとづき延滞利息の金額を算出し、当座貸越の返済が延滞した日の翌営業日の業務開始後遅滞なく、当座貸越の返済の延滞を発生させた当座貸越取引先に対して、「~~当座貸越延滞利息徴収通知書~~」をファクシミリ等で送信することにより延滞利息の金額を通知するとともに、当該当座貸越取引先が属する当座貸越金融機関等の担保余裕額の範囲で当座貸越を実行し、延滞利息の徴収にかかる引落を行います。

以下略（不変）